

科目名 Subject Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
宅建講座 I Real Estate Business I		2年	前期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態		授業の性格	
2単位	講義		選択	
当該科目の理解を促すために受講することが望まれる科目				
法学・民法Ⅰ・民法Ⅱ・不動産関係法				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
宅建業法				
担当者に関する情報				
氏名		研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス
高須則行		非常勤講師 室	出講日	授業中に指示します
授業の概要				
H24年度以前の入学者を対象とする科目です。この授業では、宅地建物取引主任者に必要とされる知識にポイントを絞って、民法を中心にそれらの知識を、具体的な問題を解きながら、確認し、さらにそれらの発展的知識を獲得するように説明する。				
授業の到達目標				
宅地建物取引主任者としての ①民法総則を理解することができるようにする。 ②物権法を理解することができるようにする。 ③債権法を理解することができるようにする。 ④家族法を理解することができるようにする。				
授業の方法				
講義形式で行いますが、その都度、受講生の皆さんに質問し、自らの考えを述べてもらいたいと思っています。そのような双方向の授業を心掛けていきたいと思っています。				
学習の成果				
宅地建物取引主任者としての ①民法総則を理解し、説明することができる。 ②物権法を理解し、説明することができる。 ③債権法を理解し、説明することができる。 ④家族法を理解し、説明することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	民法総則（1）：権利能力・行為能力			
第2回目	民法総則（2）：法律行為			
第3回目	物権法（1）：所有権			
第4回目	物権法（2）：用益物権等			
第5回目	担保物権法（1）：抵当権等			
第6回目	担保物権法（2）：質権等			

第7回目	債権総論（1）：債権の目的・債権の効力等		
第8回目	債権総論（2）：債権者代位権・詐害行為取消権・多数当事者の債権関係等		
第9回目	債権総論（3）：債権の譲渡・債権の消滅		
第10回目	債権各論（1）：契約総説		
第11回目	債権各論（2）：売買・賃貸借・消費貸借等		
第12回目	債権各論（3）：不当利得・不法行為等		
第13回目	相続（1）：相続人の範囲		
第14回目	相続（2）：相続分		
第15回目	まとめと試験		
成績評価の方法と基準			
	評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度			
レポート			
調査報告書			
小テスト	60%		基本的・個別的知識の理解度
中間・学期末試験	40%		発展的・全体的知識の理解度
発表内容（態度含む）			
その他			
教科書と参考図書			
『平成25年度版パーフェクト宅建基本書』（住宅新報社・2013）			
履修上の心得・ルール			
教科書を持って来て、授業に参加することは当然ですが、念のためにここに記載しておきます。テキスト・資料(配布プリント)・六法は必ず持ってくる、板書の内容は整理してノートに取る。			